

恵庭市専用水道及び簡易専用水道取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、専用水道及び簡易専用水道の布設及び管理に関し、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の確認の申請)

第2条 専用水道の設置者は、法第33条第1項に規定する届出を、専用水道布設工事確認申請書（様式第1号）により市長に行うものとする。

(専用水道の記載事項変更の届出)

第3条 専用水道の設置者は、法第33条第3項の規定による届出を、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書（様式第2号）により市長に行うものとする。

(専用水道の確認等の通知)

第4条 市長は、法第33条第5項に規定する工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認通知書（様式第3号）により、適合しないと認められるとき又は適合するか否かを判断することができないときは専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第4号）により、専用水道の設置者に通知するものとする。

(専用水道の布設工事の延期又は中止の届出)

第5条 法第32条の確認を受けた者は、当該工事の着手を着手予定年月日から6月を超えて延期しようとするときは専用水道布設工事延期届出書（様式第5号）により、当該工事を中止しようとするときは専用水道布設工事中止届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(専用水道の給水開始前の届出)

第6条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出は、専用水道給水開始届出書（様式第7号）に同項に規定する水質検査及び施設検査の結果を添付し、市長に行うものとする。

(工事を伴わない専用水道の届出)

第7条 専用水道でない水道が当該水道施設の工事を伴わず専用水道に適合することとなったときは、その設置者は専用水道適合届出書（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 専用水道に該当するに至った経過を記載した書類
- (2) 給水末端における水質検査の結果を記載した書類
- (3) 法第33条第1項の規定による確認の申請に準ずる書類

(設置者地位承継の届出)

第8条 譲渡等により専用水道の設置者の地位が承継された場合において、新たに設置者となった者は、専用水道承継届出書(様式第9号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第9条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したとき又は専用水道が給水人数の減少、施設の規模の縮小等により専用水道に該当しないこととなったときは、専用水道廃止届出書(様式第10号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(水道技術管理者設置の届出)

第10条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置し、又は変更したときは、専用水道技術管理者設置(変更)届出書(様式第11号)に水道技術管理者としての資格を証明する書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

(専用水道の水質検査及び報告)

第11条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項に規定する定期及び臨時の水質検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、すべての水源の原水について、水質が最も悪化する時期を含んで少なくとも毎年1回は水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(業務委託等の届出)

第12条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務委託をしたときは、専用水道管理業務委託届出書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出るものとする。

(1) 水道法施行令第7条第3号に規定する委託契約書

(2) 法第24条の3第3項に規定する受託水道業務技術管理者の水道技術管理者としての資格を証明する書類

2 専用水道の設置者は、前項第1号の委託契約書の内容に変更があったときは、専用水道管理業務委託契約変更届出書(様式第13号)に変更内容が分かる書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

3 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による委託に係る契約が効力を失ったときは、専用水道管理業務委託契約失効届出書(様式第14号)により市長に届け出るものとする。

(専用水道台帳の作成及び保存)

第13条 市長は、専用水道台帳（様式第15号）を作成し、専用水道に係る各届出事項、指導事項等を記載して整備しなければならない。

2 市長は、前項の専用水道台帳を恵庭市文書管理規程（平成6年訓令第1号）第46条の規定により保存するものとする。

（簡易専用水道の設置の届出）

第14条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置届出書（様式第16号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（1） 簡易専用水道施設台帳（様式第17号。以下「簡易専用水道台帳」という。）

（2） 簡易専用水道施設に係る図面

（簡易専用水道の変更の届出）

第15条 簡易専用水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったときは、簡易専用水道変更届出書（様式第18号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の廃止の届出）

第16条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したとき又は簡易専用水道が水槽の規模の縮小等により簡易専用水道に該当しないこととなったときは、簡易専用水道廃止届出書（様式第19号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の維持管理）

第17条 簡易専用水道の設置者は、省令第55条に規定する基準によるほか、次に掲げるところにより、簡易専用水道を管理するものとする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受ける簡易専用水道については、この限りではない。

（1） 維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の図面、書類等を整備保管すること。

（2） 施設の点検、清掃、修理及び水質検査を行った場合は、その記録を作成し、保存すること。

（3） 水道施設の異常を発見した時は、直ちに適切な措置が講じられるよう連絡体制を整備すること。

（4） 水道施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じること。

（5） 汚水の流入、水の逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

（6） 水槽及びその周辺を定期的に点検し、清潔保持及び異常の早期発見に努めること。

（7） 各種水槽は、1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い等

必要がある場合は、臨時の清掃を行うこと。

(8) 給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

(簡易専用水道台帳の整備及び保存)

第18条 市長は、簡易専用水道台帳に簡易専用水道に係る各届出事項、指導事項等を記載し、常にこれを整備しておかなければならない。

2 市長は、前項の簡易専用水道台帳を恵庭市文書管理規程第46条の規定により保存するものとする。

(専用水道に係る報告の徴収及び立入検査の委託)

第19条 法第48条の2の規定により読み替えて適用される法第39条第2項に規定する専用水道の管理について必要な報告の徴収及び立入検査について、市長は、その一部又は全部を市長が認める者に委託することができる。

(簡易専用水道に係る報告の徴収及び立入検査の委託)

第20条 法第48条の2の規定により読み替えて適用される法第39条第3項に規定する簡易専用水道の管理について必要な報告の徴収及び立入検査について、市長は、その一部又は全部を市長が認める者に委託することができる。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、専用水道及び簡易専用水道の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。